

《障害者支援課》

1 障害者自立支援法への取り組み

【根拠法令：障害者自立支援法】

障害者自立支援法施行（平成18年4月1日）に伴い、福祉保健局は障害者の地域生活支援を行う市町に対して身体障害者福祉・知的障害者福祉・精神保健福祉業務（広域的な調整、指導支援、管内サービス提供体制の計画的な整備や事業者への指導）と身体・知的障害者更生相談所業務（高い専門性による技術的支援）を一体化して行う。

（1）地域で支えあうネットワーク事業

（ア）障害福祉サービス事業者、相談支援者、雇用、教育、保健、医療、行政の関係者等の連絡調整

（イ）個別事例に対する支援機能の育成強化

（ウ）地域課題の整理

（2）市町村障害者ケアマネジメント推進会議への協力

（3）事業者指定及び指導

（ア）障害福祉サービス事業者の指定等および指導（監査を含む）

（イ）相談支援事業者の指定等および指導（監査を含む）

（4）自立支援医療費（精神）の受給者証交付事務

申請に基づいて市町村から進達された書類を審査し、精神保健福祉センターの判定及び世帯・所得の確認を行い受給者証等の交付を行う。

2 身体・知的障害者福祉について

【根拠法令：身体障害者福祉法、知的障害者福祉法】

（1）身体障害者手帳・療育手帳の認定交付

（2）特別障害者手帳等支給事務

（3）身体障害者自動車改造、運転免許取得助成

（4）障害者の相談ダイヤル

（5）管内障害者団体への協力と連絡調整

鳥取県身体障害者福祉協会

（ア）県民総合福祉大会（倉吉市）未定

（イ）鳥取県身体障害者体育大会（倉吉市）10月

（ウ）身体障害者作品展（倉吉市）12月

鳥取県障害者スポーツ協会

（ア）鳥取さわやか車いすマラソン大会（鳥取市）9月

東伯郡身体障害者福祉協会

（ア）東伯郡身体障害者体育大会（未定）8月

- (イ) 中部地区身体障害者スポーツ教室(未定) 11月
- (ウ) 東伯郡身体障害者福祉推進大会(未定)
手をつなぐ育成会
- (ア) 鳥取県手をつなぐ育成会スポーツ祭り(鳥取市) 10月
東伯郡肢体不自由児父母の会
日本筋ジストロフィー協会鳥取支部
- (ア) 筋ジス協会療育キャンプ(岩美町) 6月24・25日
- (6) 身体障害者手帳・療育手帳の認定交付
- (7) 特別障害者手帳等支給事務
- (8) 身体障害者自動車改造、運転免許取得助成

3 身体・知的障害者更生相談所業務

【根拠法令：身体障害者福祉法、知的障害者福祉法】

- (1) 身体障害者更生相談所による定期・巡回相談
身体障害者所持者が補装具の交付を希望する者に対し、補装具の適正な交付のため、調査のうえ医学的な判定を行う。
その他身体障害者の援護の実施にあたり専門的な知識・技術を要する事項について市町の依頼に応じて判定書を交付する。
 - (ア) 定期相談は、整形外科2回/月、耳鼻科1回/月、眼科3回/年、内科3回/年実施する。
 - (イ) 巡回相談は、市町の求めに応じて随時行う
- (2) 知的障害者更生相談所による定期・巡回相談
療育手帳の交付または療育手帳の再判定を希望する者に対し、医学的、心理学的判定を行い障害程度について判定する。
その他知的障害者の援護の実施にあたり専門的な知識・技術を要する事項について市町、施設の依頼に応じて来所または巡回により医学的・心理学的・職能的判定を実施し、必要に応じて判定書を交付する。
- (3) 更生相談所による個別相談、ケア会議による支援
- (4) 県内全域の障害者施設の利用調整と登録管理
 - (ア) 県内障害者施設利用調整会議の開催
 - (イ) 障害者施設の利用を公平かつ公正に行うため、県内全域の利用希望登録の管理と調整をおこなう。
- (5) 障害程度区分認定に伴う研修会への協力

4 精神保健福祉について

【根拠法令：精神保健及び精神障害福祉に関する法律】

地域精神保健福祉の推進について、関係機関と連携を図り、精神障害者の早期治療の促進及び社会復帰・社会参加への支援の円滑な実施のために専門的・技術的支援を行う。

(1) 退院促進事業

条件が整えば退院が可能とされる精神障害者（社会的入院者）を対象として地域での生活が行えるよう支援する。

(2) 精神障害・心の健康相談事業

精神障害者と家族等の相談対応の実施

(3) アルコール関連問題対策事業

アルコール問題を抱える家族及び本人に対して、断酒会、医療機関、市町と連携し、継続した支援を行う。

(4) 障害者の明るいくらし促進事業

精神障害者が地域の中で、よりよく暮らしていけるように支援をすると共に精神障害者に対する正しい理解を図るための事業を行う。

(5) 精神障害者社会適応訓練事業

通院中の精神障害者が協力事業所での作業訓練を通じて社会適応訓練を行い、再発防止と社会的自立を促進する。

(6) 精神障害者保健福祉手帳交付事務

申請に基づいて市町から進達された書類を審査し一定の精神障害の状態にあると認められた場合は手帳を交付する。医師の診断書の添付による申請は、精神保健福祉センターの判定により、また精神障害に係る年金証書等の写しが添付された申請は年金等級に応じて交付する。

5 女性に対する暴力防止について

【根拠法令：配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律】

心と女性の相談室に配偶者暴力相談支援センターの機能が附与され、中部圏域の相談機関の役割を担っているが、平成18年度は、市町、民生児童委員、地域住民の啓発に努め、研修会・講演会の企画など、更に事業を充実して機能する。

(ア) 弁護士による法律相談弁護士、法律センター倉吉（要予約）

(イ) 心理療法担当職員の心理相談2日/月 第1.3月曜日（要予約）

(ウ) 女性に対する暴力防止普及啓発事業

・街頭キャンペーン（11月）

・民生児童委員研修会（4月）

・巡回相談、出前講座（随時）

(エ) 関係機関職員研修 1回/年 12月

- (オ) DV被害者等支援事業
 - ・ ケース検討会 (随時)
 - ・ 心のケア事業 (随時)
- (カ) 関係機関連携強化事業
 - ・ 中部圏域関係機関連絡会 2回/年
 - ・ 関係機関職員ネットワーク会議 6回/年

6 こころの健康推進事業について

近年増加傾向にある「ひきこもり者」に対し、適切な相談体制が行えるよう体制を整備するとともに、ひきこもり状態からの回復に向けた取り組みを行う。

- (ア) 相談体制の充実
 - ・ 地域ひきこもりネットワーク事業
 - ・ 事例検討会 3回/年
 - ・ 民生委員等関係機関研修会 1回/年
- (イ) 相談窓口の充実
 - ・ 精神科医師による専門相談 随 時
- (ウ) 本人・家族支援
 - ・ 家族教室の開催 11回/年
 - ・ 本人、家族の相談窓口 随 時